

## 【こころの健康センター】

### (1) 現状と課題

■こころの健康センターは、精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、保健福祉センターや市町が地域精神保健福祉活動を効果的に行えるよう中核的な機能を備える必要がある。

- ①こころの健康センターは、精神保健福祉に関する企画立案、市町や保健福祉センター等に対する技術支援、人材の育成、精神障害に対する正しい知識の普及啓発、調査研究、県民からの精神保健福祉に関する相談、家族会や自助グループ、当事者団体等の育成及び支援の業務を実施してきている。
- ②障害者自立支援法や精神保健福祉法に基づき、身近なサービスは市町が実施しているところであるが、災害の被災者や犯罪被害者、うつ傾向にある患者や自殺者数の増加、また、ひきこもりや子どもの心の健康、依存症等相談内容は複雑多様化し、一層の精神的支援を要する困難事例が多くなっている。
- ③災害発生時には、石川 DPAT 活動マニュアルに基づき、先遣隊の派遣等を実施しているところであるが、迅速かつ適切な対応が行えるよう、平時から研修を繰り返し実施しておく必要がある。
- ④こうした中、令和6年4月に精神保健福祉法が改正され、地域における精神保健福祉活動の充実が求められており、精神保健福祉に関する総合的技術センターとして対応し得るよう、こころの健康センターの一層の機能強化を図る必要がある。
- ⑤平成17年4月、発達障害者支援法に基づき、発達障害支援センターをこころの健康センター内に設置した。学習障害や自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、注意欠陥／多動性障害などの発達上の困難を持つ人や家族、関わるすべての人のための支援センターで、対象は幼児から成人までである。また、関係機関も、保育園・幼稚園から学校、放課後児童クラブ、就労支援機関・福祉施設・病院等と幅広く、これらの機関との連携強化や支援センター機能の充実を図る必要がある。

### (2) 対策

■保健福祉センターや市町が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、技術支援を行うほか、医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係機関との連携強化を図る。

①企画立案機能の充実

こころの健康センターは、精神保健福祉施策の計画的推進に関し、専門的な立場から、県障害保健福祉課と協働し、企画立案を行うとともに、市町や保健福祉センターなどの関係機関に対する意見などを提案する。

②技術支援の強化

こころの健康センターは、複雑困難事例に対し相談支援を行うとともに、保健福祉センター、市町、児童相談所、障害者就業生活支援センター、その他関係機関等に対し、専門的立場から積極的な技術支援を行い相談機能の強化を図る。

③教育研修機能の強化

こころの健康センターは、保健福祉センター、市町、児童相談所、障害福祉サービス事業所その他関係機関等の精神保健福祉業務に従事する職員等の技術水準の向上を図るため研修を実施する。

④調査研究機能等の強化

ア こころの健康センターは、各地域の抱える課題の把握や分析を行い、課題解決に向けた地域精神保健福祉活動を効果的にすすめていくために、保健福祉センター、市町等関係機関と協働し、地域精神保健福祉に関する調査や先駆的モデル事業等を展開する。

イ こころの健康センターが実施した調査研究の成果を、保健福祉センターや市町等に情報提供する。

⑤普及啓発機能等の充実

ア こころの健康センターは、県民に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及啓発を図るため、講演会の開催や機関誌の発行を行う。

イ 家族会や患者会等の組織育成に努め、その活動に協力する。

⑥発達障害支援センター機能の強化

ア 発達障害支援センターは、相談支援機関として来所者の相談を受けるほか、必要に応じて、心理検査や診察を実施し、発達障害に関する相談支援や発達障害の特性に応じた指導・援助を行う発達支援、就労に向けての相談や就労支援機関との連携を通じての就労支援等を行う。

イ 関係機関等に対して発達障害の理解を促すために研修会や講演会を開催し、普及啓発を行う。

ウ 発達障害支援センターは、地域の複雑困難事例の相談や発達障害に関する相談連携体制の構築にかかる支援を行うなど地域の相談機能の充実を図るとともに、保健福祉センター、市町及び就労支援センターなどの関係機関に対し、後方支援機関として、専門的立場から技術指導を行う。